

函館市介護給付等の支給に関する審査会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第15条の規定に基づき設置する函館市介護給付等の支給に関する審査会（以下「審査会」という。）の運営に関し、函館市介護給付等の支給に関する審査会の委員の定数等を定める条例（平成18年函館市条例第7号。以下「条例」という。）および函館市介護給付等の支給に関する審査会の委員の定数等を定める規則（平成18年函館市規則第44号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(審査会)

第2条 審査会は、委員15人以内をもって組織する。

2 市長は、障害者の保健、医療または福祉に関する学識経験等を有する者のうちから委員を任命する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長等)

第4条 審査会に、委員の互選により会長1人を置く。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名する委員が、副会長としてその職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会は、会長が招集する。

2 審査会は、会長および過半数の委員の出席がなければ、これを開き、議決することができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(合議体)

第6条 審査会に、委員のうちから会長が指名する者5人以内をもって構成する合議体（以下「合議体」という。）を置き、審査および判定を行うものとする。

2 審査会に設置する合議体の数は、3以内とする

3 合議体に当該合議体を構成する委員の互選により選出した長を1人置き、長は合議体の事務を総理する。

4 合議体の長に事故があるときは、あらかじめ合議体の長の指名する委員が、その職務を代理する。

(合議体の会議)

第7条 合議体の会議は、当該合議体の長が招集する。

2 合議体は、これを構成する委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

3 合議体の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは長の決するところによる。

(議決)

第8条 審査会において別段の定めのある場合を除き、合議体の議決をもって審査会の議決とする。

(個人情報保護)

第9条 委員は、職務上知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。また、委員を退いた後も同様とする。

(庶務)

第10条 審査会の庶務は、障がい保健福祉課において処理する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査会において定める。

附 則

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

2 平成19年3月31日以前に任命された審査会委員の任期は、第3

条第1項の規定にかかわらず、同日までとする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。